

2019年4月号 (Vol.7)

介護分野における1号特定技能外国人について

- I. はじめに
- II. 在留資格「特定技能」の制度概要
- III. 本告示及び本通知の主な内容

森・濱田松本法律事務所
弁護士 代 宗剛
TEL. 03 6266 8526
munetaka.dai@mhmjapan.com

弁護士 奥田 亮輔
TEL. 03 6213 8106
ryosuke.okuda@mhmjapan.com

I. はじめに

2018年12月8日、第197回国会（臨時会）において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律102号）が成立し（同月14日公布）、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」といいます。）が改正（以下「本改正」といいます。）され、新たな外国人材受入れのための在留資格として、「特定技能」が創設されました¹。

介護分野も、この「特定技能」の対象となる「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」（「特定産業分野」）の一つとされており²、介護分野においても、今後、従来在留資格が認められていた介護福祉士の資格を有する外国人に限られず³、広く介護現場における外国人労働者の受入れが進むことが期待されています⁴。

その後、2019年4月1日の施行に向けて政省令の整備が進められる中で、同年3月15日に、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（厚生労働省告示66号。以下「本告示」といいます。）が示され、また、これを受けて、同月29日に、同告示の解釈、適用等に関する通知（平成31年3月29日社援発0329第18号、障発0329第17号、老発0329第5号、厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局小題保険福祉部長、老健局長通知。以下「本通知」

¹ 入管法2条の2、別表第一の二の表の特定技能の項。なお、特定産業分野に属する「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を要する業務に従事する外国人を対象とした在留資格が「特定技能1号」、特定産業分野に関する「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人を対象とした在留資格が「特定技能2号」とされている。

² 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令1号

³ 入管法2条の2、別表第一の二の表の介護の項

⁴ 介護分野における具体的な運用方針及びその運用要領について、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定）（以下「分野別運用方針」という。）、及び『「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領』（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省）（以下「分野別運用要領」という。）も参照。

HEALTHCARE NEWSLETTER

といえます。)が発出されました。

本告示及び本通知は、介護事業やその周辺分野におけるビジネスに携わるヘルスケア関連企業において注目される内容を含むものであることから、本ニュースレターでは、まず、特定技能外国人に関する新制度の概要を簡単に解説した上で、本告示及び本通知の内容についても解説します。

II. 在留資格「特定技能」の制度概要

本改正により新たに創設された在留資格「特定技能」に関して、特定技能外国人を受け入れようとする機関が留意する必要がある主な規制としては、①雇用契約に関する規制、②特定技能外国人の支援に関する規制、③一定の場合の届出義務等があります^{5 6}。

規制	根拠法令等
雇用契約に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 入管法 2 条の 5 第 1 項、第 2 項、第 3 項 1 号 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年外法務省令 5 号、以下「本省令」といいます。） 本告示（2 条）
特定技能外国人の支援に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 入管法 2 条の 5 第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 3 項 1 号、第 5 項、19 条の 22 本省令
届出義務	<ul style="list-style-type: none"> 入管法 19 条の 18 出入国管理及び難民認定法施行規則 19 条の 17、19 条の 18⁷

1. 雇用契約に関する規制

特定技能外国人を受け入れる機関は、受入れに際し、法務省令で定める基準に適合する内容の雇用契約（「特定技能雇用契約」）を締結しなければなりません（入管法 2 条の 5 第 1 項、第 2 項、本省令 1 条）。

⁵ これらの規制のエンフォースメントとして、出入国在留管理庁長官は、(i) 雇用契約に関する規制の遵守、(ii) 特定技能外国人の支援に関する規制の遵守、及び (iii) その他特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合することを確保するために必要があると認めるときは、特定技能外国人を受け入れる機関に対し、①必要な指導及び助言を行うことができる（入管法 19 条の 19）。また、②上記 (i) ~ (iii) を確保するために必要な限度において、当該機関又はその役職員に対して、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は入国審査官等に関係人に対して質問させ、若しくは当該機関の事業所その他の関係のある場所への立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる（同 19 条の 20 第 1 項）。さらに、出入国在留管理庁長官は、上記 (i) ~ (iii) が確保されていないと認めるときは、当該機関に対して期限を定めて改善命令を出すことができ（改善命令を出した場合、その旨公示される。）とされており（同法 19 条の 21）、当該改善命令に違反したものは、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる可能性がある（同法 71 条の 3）。また、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者等は、30 万円以下の罰金に処せられる可能性がある（同法 71 条の 4）。

⁶ なお、入国審査については、本ニュースレターでは解説を割愛するが、入管法 7 条 1 項 2 号等参照。

⁷ いずれも、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令により新設

HEALTHCARE NEWSLETTER

種別	基準の主な内容
雇用契約に関する事項に係る基準	労働基準法その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別運用方針及び分野別運用要領で定める業務に従事させること ・ 所定労働時間が当該機関の通常の労働者と同等であること ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同様以上であること ・ 外国人であることを理由に待遇の差別的な取扱いをしていないこと ・ 一時帰国を希望した場合、有給を取得させるものとしていること 等（詳細は本省令 1 条 1 項参照）
外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約終了後の帰国旅費を負担できないときは、当該機関が負担するとともに、雇用契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること ・ 当該機関が健康状況その他の生活状況を把握するための措置を講ずることとしていること 等（詳細は本省令 1 条 2 項参照）

また、特定技能外国人を受け入れる機関は、上記の基準に適合する特定技能雇用契約（「適合特定技能雇用契約」）の適正な履行が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合していなければならないとされています（入管法 2 条の 5 第 3 項 1 号、本省令 2 条 1 項、本告示）。

適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る主な基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること ・ 雇用契約締結前 1 年以内又は締結日以後に、①当該外国人と同種業務に従事していた労働者⁸を離職させていないこと、②当該機関の責に帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと ・ 外国人又はその密接関係者が、当該外国人の本邦での活動に関連して、第三者に財産の管理をされ、又は、第三者との間で不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合には、そのことを認識して雇用契約を締結していないこと ・ 当該外国人の本邦での活動に関連して、第三者との間で不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと ・ 1 号特定技能外国人支援に要する費用を直接・間接に当該外国人に負担させないこととしていること ・ 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること ・ 外国人の報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと

⁸ 但し、(i) 定年その他これに準ずる理由により退職した者、(ii) 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、(iii) 期間の定めのある労働契約の期間満了時に雇い止めをされた者、(iv) 自発的に離職した者を除く。

HEALTHCARE NEWSLETTER

等（詳細は本省令 2 条 1 項参照）

2. 特定技能外国人の支援に関する規制

1号特定技能外国人を受け入れる機関は、受入れに際しては、法務省令で定める基準に適合する内容の、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行うとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（「1号特定技能外国人支援計画」）を作成しなければならないとされています（入管法 2 条の 5 第 6 項ないし第 8 項、本省令 3 条・4 条）。

1号特定技能外国人支援計画に係る主な基準

- ・ 当該支援計画に、①支援内容⁹、②支援計画実施を登録支援機関に委託する場合は、登録支援機関登録簿上の登録事項及び委託契約の内容、③支援計画実施を登録支援機関以外に委託する場合は委託先の氏名・名称・住所及び委託契約の内容、④支援責任者・支援担当者の氏名・役職名等を記載すること
- ・ 支援計画を日本語及び当該外国人が十分理解できる言語で作成して写しを交付すること
- ・ 支援内容が、適正な在留に資するものであり、受入機関や委託先で適切に実施できること
- ・ 入国前の情報提供（上記①）が対面又はテレビ電話等により実施されること
- ・ 入国前後の情報提供、相談・苦情対応、定期面談（いずれも上記①）が、当該外国人が十分理解できる言語で実施されること
- ・ 支援の一部を第三者に委託する場合は委託の範囲が明示されていること

等（詳細は本省令 3 条・4 条参照）

また、当該機関は、上記の基準に適合する 1号特定技能外国人支援計画（「適合 1号特定技能外国人支援計画」）の適正な実施が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合していなければならないとされています（入管法 2 条の 5 第 3 項第 2 号、本省令 2 条 2 項）。

もっとも、当該機関が契約により登録支援機関¹⁰に適合 1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該機関は適合 1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準に適合するものとみなされることから（入管法 2 条の 5 第 5 項、19 条の 22 第 2 項）、独自に当該基準に適合するための取組みを講じる必要はありません。

⁹ 入国前後の情報提供、出入国時の送迎、住居確保支援・生活に必要な契約の支援、届出等のための関係機関への同行等、日本語学習機会の提供、相談・苦情対応、日本人との交流促進支援、定期面談等

¹⁰ 契約により委託を受けて適合 1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者（入管法 19 条の 27 第 1 項、19 条の 23 第 1 項）。

HEALTHCARE NEWSLETTER

Ⅲ. 本告示及び本通知の主な内容

上記Ⅱ. 1. のとおり、特定技能外国人を受け入れる機関は、適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る各基準に適合するものでなければならないとされているところ、特に、特定産業分野に係る特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定産業分野を所管する関係行政機関の長が、当該特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準にも適合することが求められています（本省令2条1項13号）。

そして、本告示は、本省令2条1項13号の委任を受けて、介護分野に特有の基準を定めており、本通知は、本告示の解釈等について明らかにしています。その主な内容は、以下のとおりです¹¹。

1. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務

本告示は、まず、特定技能外国人を受け入れる機関において特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるための基準として、1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、「介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを除く。）」を行うものであることが必要であると定めています（本告示2条1号）。

ここでいう「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律30号。以下「社会福祉士法」といいます。）40条2項5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであるとされています¹²。

本通知では、具体的に対象となる施設を表として記載しておりますので、本通知をご確認頂ければと思いますが、ポイントとしては、1号特定技能外国人を受け入れる機関の業務から、本告示2条1号括弧書を受けて、訪問介護等の訪問系サービス対象外とされている点には留意が必要となります。

なお、1号特定技能外国人が従事する業務については、分野別運用方針、分野別運用要領及び「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 - 介護分野の基準について」（平成31年3月20日公表法務省・厚生労働省編）（以下「運用要領別冊」といいます。）でも、①身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ、整容・衣服着脱、移動の介助等）、②付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）、③通常従事することとなる関連業務（お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充や管理等）が明記されつつ（もっぱら関連業務に従事することは認められません）、やはり訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象

¹¹ なお、本告示は、介護分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令16号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄1号に掲げる活動の項の下欄6号の委任を受けて、介護分野における1号特定技能外国人として上陸しようとする者の基準についても定めているが（本告示1条）、本ニュースレターでは、解説を割愛する。

¹² 具体的には、技能実習制度に関する「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）のとおりとされている。

HEALTHCARE NEWSLETTER

としないとされています。

2. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所における人数制限

次に、本告示は、特定技能外国人を受け入れる機関において特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるための基準として、1号特定技能外国人の人数について一定の制限を設けています。すなわち、特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の人数は、以下の範囲とする必要があるとされています。

$$(\text{1号特定技能外国人の数}) \leq (\text{当該事業所の日本人等}^{13}\text{の常勤介護職員の総数})$$

3. その他

また、本告示は、①特定技能外国人を受け入れる機関が、「協議会」の構成員であり（又は1号特定技能外国人の受入日から4か月以内に構成員となること）、かつ「協議会」に対して必要な協力を行うこと、②介護分野への特定技能外国人の受入れに関して厚生労働大臣が行う調査等に必要な協力を行うこと、を基準として定めています。

そのほか、本通知では、介護分野における特定技能協議会への加入手続についても触れられています。

4. 1号特定技能外国人の配置基準上の取扱いについて

(1) 各種報酬上の配置基準上の取扱い

本通知は、本告示の解釈等について示すだけでなく、1号特定技能外国人について、(i) 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準、並びに(ii) 診療報酬上の配置基準上、職員等又は看護補助者として算定することも許容されることを明らかにしました。

すなわち、本通知は、(i) 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準における取扱いとして、介護分野の1号特定技能外国人については、就労と同時に職員等とみなす取扱いとしても差支えないものとしています。

但し、この場合は、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることが求められるとされています。

また、(ii) 診療報酬上の配置基準における取扱いとして、介護分野の1号特定技

¹³ 入管法別表第一の二の表の介護の在留資格、五の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉法2条2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律71号）に定める特別永住者を含む。なお、技能実習生、介護福祉士候補者、留学生等は「日本人等」には含まれない（運用要領別冊）。

HEALTHCARE NEWSLETTER

能外国人が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該1号特定技能外国人を員数に含めて算定しても差し支えないともしています（同2）。

（2）受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制

上記（1）のとおり、本通知は、上記の（i）介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準の取扱いについて、「一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制」をとることを求めています。

そして、当該体制の具体的な内容については、2019年4月2日に別途Q&Aの形式で解説がされており（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢社支援課、振興課、老人保健課平成31年4月2日事務連絡。以下「本事務連絡」といいます。）、

①「一定期間」とは、受け入れた外国人材が受入施設における業務に順応するまでの期間であり、6か月を想定している。②「チームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保する」とは、1. 外国人材と日本人職員が一体となって介護にあたること 2. 介護技術習得の機会の提供 3. 外国人材に対する日本語習得の機会の提供といった取組み等を通じ受入施設における順応のサポート、ケアの安全性の確保を図るものである。

として、1号特定技能外国人の就労に当たっては、利用者のケアを第一に考え、受入施設に順応する期間を設ける取扱いとすることが明らかにされています。

HEALTHCARE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『米国におけるライフサイエンス最新実務セミナー/FDA 対応から特許戦略まで』
開催日時 2019年3月15日(金) 13:00~17:30 (懇親会 17:30~19:00)
講師 浦岡 洋、岡田 淳、
Thomas J. Cosgrove、Christopher N. Sipes、森永 一郎
主催 森・濱田松本法律事務所
Covington & Burling LLP

文献情報

- 論文 「ヘルスケア関連規制の改正に関する最新動向「薬機法等制度改正に関する取りまとめ」の公表～(前編)」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年2月号
著者 浦岡 洋、大野 志保
- 論文 「ヘルスケア関連規制の改正に関する最新動向「薬機法等制度改正に関する取りまとめ」の公表～(後編)」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年3月号
著者 岡田 淳、大室 幸子

NEWS

➤ パートナー及びカウンセラー就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

安倍 嘉一、井上 淳、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、松井 裕介、栗原 宏幸、近澤 諒、蓮本 哲、森 規光、吉田 和央

また、同日付で5名の弁護士がカウンセラーに就任いたしました。

【カウンセラー】

佐々木 奏、岸 寛樹、石川 大輝、新井 朗司、チョン・チア・チー

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めてまいります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com